

令和 7 年 5 月 21 日  
群 馬 労 働 局

## 高崎公共職業安定所における文書の誤交付について

群馬労働局（局長 <sup>うえの やすひろ</sup> 上野 康博）は、高崎公共職業安定所（所長 <sup>かない ゆきお</sup> 金井 幸夫）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じることとしましたので、概要についてお知らせします。

### 記

#### 1 概要

高崎公共職業安定所（以下「高崎所」という。）において、失業認定のため来所した受給者A氏（以下「A氏」という。）に対し、受給者B氏（以下「B氏」という。）の雇用保険高年齢受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を誤交付し、また、同様に受給者C氏（以下「C氏」という。）に対し、受給者D氏（以下「D氏」という。）の受給資格者証も誤交付した事案を発生させた。

受給資格者証には、氏名、性別、生年月日、離職時年齢、雇用保険支給番号、雇用保険被保険者番号、求職番号、振込金融機関名・支店名・口座番号、基本手当日額、所定給付日数、資格取得年月日、離職年月日、離職前事業所名等の個人情報が記載されていた。

#### 2 事実経過

- （1）令和 7 年 4 月 25 日、職員 E が、失業認定日で来所した A 氏を窓口に呼び、A 氏に事前に渡してある本人識別の整理番号をもとに、所定の保管場所にある受給資格者証を探した。その際に職員 E は整理番号の確認を誤り、加えて氏名等の確認を怠ったため、別人である B 氏の受給資格者証を取り出し、失業認定及び支給処理のためのシステム入力を B 氏の受給資格者証を用いて行い、本人確認を行わずに A 氏に B 氏の受給資格者証を交付した。
- （2）A 氏が帰宅後、別人の受給資格者証であることに気づき、高崎所に電話連絡を行い、誤交付したことが発覚した。速やかに次長が A 氏宅を訪問の上、B 氏の受給資格者証の回収と謝罪を行った。
- （3）同日、他に同様の事案がないか確認したところ、C 氏に対し D 氏の受給資格者証が誤交付されていることも発覚したため、当日、次長及び雇用保険課長が C 氏宅を訪問の上、D 氏の受給資格者証の回収と謝罪を行った。
- （4）同日、B 氏及び D 氏は失業認定日で来所していたため、所長及び次長が誤交付した経過説明と謝罪を行った。

#### 3 発生原因

高崎所では、研修を通じて各職員がとるべき基本動作について説明は行っていたも

の、研修後のO J Tを実施する際の指導不足や期間が短かったため基本動作の定着が不十分であったことから、(1) から (3) までに挙げる事項について徹底させることが出来なかった。

- (1) 所定の保管場所から受給資格者証を取り出す際に、整理番号の確認を誤り、氏名の確認も行わなかったこと。
- (2) 本来、失業認定と支給処理のためのシステム入力を別の職員が行うべきところ、これを1人で行ったこと。
- (3) 支給処理後、受給者へ受給資格者証を交付する際に、本人確認を行わなかったこと。

#### 4 再発防止策

##### 【高崎所における取組】

4月28日、所長から全職員に対して、所内会議において事案の説明を行うとともに、問題の所在、再発防止について協議し、基本動作の徹底等に係る注意喚起、個人情報情報の適正な取扱い等について以下のとおり指示を行った。あわせて、全職員に対して、個人情報保護テキストによる緊急自主点検の実施を指示した（4月30日までに全職員が実施済みであることを確認した。）。

- ・所定の保管場所から受給資格者証を取り出す際には、整理番号のほか氏名の確認も必ず行うこと。
- ・失業認定及び支給処理のためのシステム入力については、複数人による処理を確実に実施すること。
- ・受給資格者証を本人に交付する際は本人確認を確実に行うこと。加えて、個人情報漏えい防止対策で示された基本動作が確実に行われているか、特に経験の浅い職員に対する指導、基本動作の定着を図るため、次の取組を実施する。
- ・定期的に管理職による注意喚起及び巡回をより一層強化すること。
- ・上司が指導役となり実地研修を通じたO J Tを3か月以上行うこと。

##### 【群馬労働局における取組】

- (1) 4月30日、総務課長から、局内全部署・局内全署所に対し、事案の説明及び個人情報管理の徹底について指示を行った。
- (2) 4月30日、職業安定課長から、部内全課室・全所に対し、事案の説明及び基本動作の徹底について指示を行った。

##### 【担当】

群馬労働局職業安定部職業安定課

課長 橋爪 由紀

課長補佐 橋本 優一

電話番号 027-210-5007